

低所得世帯向け・希望者のみ

(非課税世帯・生活保護世帯)

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金) 早期給付のお知らせ

※早期給付を希望されない場合は、7月からの通常申請にて申請をお願いします※

支給対象世帯(しきゅうたいしょうせたい)

令和2年4月1日(基準日)現在、次の全てに該当している世帯であって、早期給付を希望する世帯

- ① 生徒が令和2年度入学者であること。
- ② 保護者(親権者)等の平成31年度(平成30年分)課税証明書の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が0円(非課税)又は生活保護(生業扶助が措置されている世帯)を受給していること。
- ③ 保護者(親権者)等が和歌山県内に住所を有していること。
- ④ 生徒が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること。

※見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)の対象世帯は受給できません。

※裏面の「対象確認シート」もご活用ください。

支給対象世帯に該当するかどうか等不明な点がある場合は生涯学習課までお問い合わせください。

支給金額(しきゅうきんがく)

基準日現在で対象となる世帯の状況に応じ、高校生等1人につき次の金額(4～6月分)が支給されます。

※高校生等は年齢を問いません

世帯の種類		国公立の支給額 (年額)	国公立の支給額 (4～6月分)
生活保護受給世帯 (生業扶助が措置されている世帯)	全日制・定時制 通信制	32,300円	8,075円
道府県民税所得割の額と 市町村民税所得割の額とを 合算した額が0円(非課税)の世帯	全日制・定時制 (第1子)	84,000円	21,000円
	全日制・定時制 (第2子以降)	129,700円	32,425円
	通信制	36,500円	9,125円
生活保護・非課税世帯	専攻科	36,500円	9,125円

申請期限(しんせいきげん) 令和2年5月29日(金)まで

申請書入手方法(しんせいしょにゅうしゅほうほう)

- ① 和歌山県教育委員会のホームページからダウンロード
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/d00153447.html> 又は、
- ② 学校の担任又は事務室に申し出て受け取る

申請書の提出先

在学する高等学校等まで

問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県教育庁 生涯学習局 生涯学習課 奨学班

Tel 073-441-3758 Fax 073-441-3724

専用メールアドレス e5006002@pref.wakayama.lg.jp

奨学のための給付金 対象確認シート

シート中の「高校生等」、「兄弟姉妹」とは、保護者等の被扶養者であることが条件です。

保護者等(注)は和歌山県内に住所を有していますか？

はい

いいえ

居住地が和歌山県ではないため、対象外となります。

各都道府県により、申請書類の提出期限が異なっているため、早急に保護者等が住所を有している都道府県に詳細をご確認ください。

令和2年4月1日現在、学校に在籍していますか？

はい

いいえ

該当しません

令和2年4月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？

いいえ

保護者等全員の平成31年度の『道府県民税所得割』及び『市町村民税所得割』が0円(非課税)ですか？

はい

はい

いいえ

該当しません

専攻科の高校生等はいいますか？

いいえ

はい

通信制の高校生等はいいますか？

いいえ

高校生等が専攻科に通う場合は『専攻科』の支給額、それ以外は『生活保護(生業扶助)受給世帯』の支給額です。

『非課税世帯』で、専攻科の高校生等については、『専攻科』の支給額、それ以外に高校生等がいる場合は、『第2子以降』の支給額です。

『非課税世帯』で、通信制の高校生等については、『通信制』の支給額、それ以外に高校生等がいる場合は、『第2子以降』の支給額です。

『非課税世帯』で、『第2子以降』の支給額です。

高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹はいいますか？

はい

いいえ

複数の高校生等はいいますか？

はい

いいえ

『非課税世帯』で、1人目の高校生等は『第1子』、2人目以降の高校生等については『第2子以降』の支給額です。

『非課税世帯』で、『第1子』の支給額です。

奨学のための給付金の対象となりますので、申請書や必要書類について提出してください。

支給予定日

8月末までに保護者の口座に4～6月分を支給予定